

## ◆入院したとき

所得区分		1食当たりの食事代	
		現行	R8.6.1～
現役並み所得者		510円 (注1)	550円 (注1)
一般			
低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以内	240円	270円
	過去12カ月の入院日数が91日以上	190円 (注2)	220円 (注2)
低所得者Ⅰ		110円	130円

(注1) 所得区分が「現役並み所得者」または「一般」の方で、以下の①に該当する方は300円(R8.6.1～330円)です。②に該当する方は260円です。

①指定難病患者

②平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた方であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院している方。

(注2) 低所得者Ⅱの認定を受けてからの入院日数が90日超過後(前保険での日数も含む)に、お住まいの市町の担当窓口へ別途「長期入院該当」の届出が必要です。

## ◆療養病床に入院したとき

※ 入院医療の必要性が高い方(人工呼吸器、静脈栄養等が必要な方や難病の方等)は上記の「入院したときの食事代」を自己負担します。

所得区分	1食当たりの食事代		1日当たりの居住費	
	現行	R8.6.1～	現行	R8.6.1～
現役並み所得者	510円 (注3)	550円 (注3)	370円 (注4)	430円 (注4)
一般				
低所得者Ⅱ	240円	270円		
低所得者Ⅰ	140円	160円	0円	0円
老齢福祉年金受給者	110円	130円		

(注3) 保険医療機関の施設基準等により、470円(R8.6.1～510円)の場合もあります。

(注4) 指定難病患者は0円。